

(1) 発注者指定型

熊本市営繕工事における快適トイレ設置試行工事（発注者指定型）の実施について

本工事は、快適トイレ設置試行工事（発注者指定型）の対象である。

試行にあたっては、熊本市営繕工事における快適トイレ設置の試行要領（令和5年（2023年）4月1日施行）に基づき行う。

なお、現場内に分離発注工事が複数ある場合、試行対象工事は、同一現場内で1つの工事のみとし、受発注者間並びに受注者間の協議により試行対象工事を決定するものとする。

(2) 受注者希望型

熊本市営繕工事における快適トイレ設置試行工事（受注者希望型）の実施について

本工事は、快適トイレ設置試行工事（受注者希望型）の対象である。

受注者は、熊本市営繕工事における快適トイレ設置試行要領（令和5年（2023年）4月1日施行）（以下「要領」という。）第4条第3項に基づき、契約後、速やかに監督員と協議を行い、工事打合せ簿により実施の有無を決定するものとする。

協議の結果、試行工事を実施する場合は、本要領に基づき行う。

なお、現場内に分離発注工事が複数ある場合、試行対象工事は、同一現場内で1つの工事のみとし、受発注者間並びに受注者間の協議により試行対象工事を決定するものとする。